

萩市むつみ昆虫王国等施設管理委託業務仕様書

萩市むつみ昆虫王国等施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、萩市むつみ昆虫王国等施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 萩市むつみ昆虫王国等施設の管理に関する基本的な考え方

萩市むつみ昆虫王国等施設を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 萩市むつみ昆虫王国等施設が、本市の活性化と資源の活用及び都市住民との交流を展開するため、観光の振興を図るためのものであるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

【萩市むつみ昆虫王国等施設】

- (1) 名 称 萩市むつみ物産販売交流施設
萩市むつみ昆虫飼育展示施設
- (2) 場 所 萩市大字高佐下 2 2 0 3 番地 9
萩市大字高佐下 2 7 5 0 番地 2 0 2
- (3) 竣 工 平成 1 1 年 7 月
- (4) 施設規模 物産販売交流施設 構 造 木造平屋建て
床面積 2 4 . 0 0 m²
むつみ昆虫王国 構 造 木造平屋建て
床面積 2 2 1 . 0 0 m² (1 棟の床面積)
むつみ昆虫王国 構 造 鉄骨造平屋建て
(かぶと虫ドーム) 床面積 1 , 2 0 7 . 5 0 m²
(クワガタの館) 床面積 9 9 . 0 0 m²
- (5) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで (7 月第 2 土曜日から 8 月 3 1 日、9 月毎日曜日)

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

5 法令等の遵守

萩市むつみ昆虫王国等施設の管理に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 萩市むつみ昆虫王国等施設の設置及び管理に関する条例
- (3) 業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守しなければならない。
- ※ 指定期間中に前各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

6 業務の範囲

- (1) 萩市むつみ昆虫王国等施設の利用の許可等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 条例第1条の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) その他管理に必要な業務
- (6) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

7 業務報告

- (1) 指定管理者は、管理運営業務日報等を作成の上、萩市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出すること。
- (2) 毎月の利用状況等を整理し、指示があった場合は萩市に報告すること。

8 事業報告等について

- (1) 事業報告
会計年度終了後、速やかに事業の報告を行うこと。
- (2) 調査及び監査
萩市は、必要に応じて、労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地調査及び監査を行うことができる。

9 指定管理者の賠償責任

- (1) 管理者は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し萩市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
また、国家賠償法等により萩市が第三者に当該損害を賠償したときは、萩市から求償権を行使されることがある。

10 物品の帰属等

- (1) 萩市が、指定管理者に対して、指定管理料により物品を購入させ、又は修繕により結果として資産を取得させることとなる場合は、その物品又は資産（以下「物品」という。）は、萩市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、萩市の所有に属する物品については、「萩市会計規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理を行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた物品管理簿を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に萩市に報告しなければならない。

11 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、萩市と協議を行うこと。
- (3) 指定管理者が萩市むつみ昆虫王国等施設を管理運営するに当たっては、区分所有権の目的たる建物の一部であることを理解し、建物の共用部分、敷地及び附属施設の管理を行う団体に対し誠意をもって協力するものとする。
- (4) 市民の利便に資するため、変更が必要であると市長が認めたときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行うものとする。

1 2 その他

その他、仕様書に記載のない事項については、萩市と協議を行うこと。

1 3 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、萩市と協議し決定する。